



Pictet Fund Watch

相対的な割安感が続く新興国株式(2014年5月)

5月の新興国株式市場は上昇しましたが、新興国株式のバリュエーション水準は引き続き過去平均を下回る水準にあり、また、先進国株式に比べても割安感が強まっています。新興国企業の利益見通しは、2014年に入ってから、世界的な景気回復期待の高まりなどを受けて、緩やかながら引き続き改善傾向が見られます。

引き続き割安感のある 新興国株式

5月の新興国株式市場は上昇しましたが、新興国株式の予想株価収益率(PER)は依然として過去平均を下回る水準にとどまっています(図表1参照)。

一方、先進国株式の予想PERは、2012年末以降、上昇基調にあり、引き続き過去平均を上回る水準です。

新興国株式は、相対的に高い利益成長が期待される中で、PERが低位にとどまっており割安感があると考えられます。

図表1: 予想PERの推移

(月次、期間: 2006年1月末 ~ 2014年5月末)



相対的な割安感は、リーマン・ショック時 以上に強まる

予想PERを、新興国株式と先進国株式で相対比較すると、2014年5月末では新興国株式は先進国株式に比べて3割以上割安な水準にあります。この水準は、リーマン・ショック時につけた水準よりも割安な水準です。相対予想PERの観点からは、歴史的な割安水準にあると考えられます(図表2参照)。

(次ページに続く)

図表2: 相対予想PERの推移

(月次、期間: 2006年1月末 ~ 2014年5月末)



[図表1、2について]

PER: 株価収益率(株価 ÷ 1株あたり利益)

新興国株式: MSCI新興国株価指数、先進国株式: MSCI世界株価指数

予想PER: I/B/E/Sによる1年先EPS(1株あたり利益)予想に基づくPER
出所: トムソン・ロイター・データストリームのデータを使用しピクテ投信投資顧問作成

上記はあくまでも参考指数であり、**当ファンドの運用実績を示すものではありません。また、データは将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。**

新興国企業の利益見通しは改善の兆し

新興国企業の1年先予想1株あたり利益の推移をみると、2014年に入って緩やかながら改善の傾向が見られます(図表3参照)。

この背景には、米国をはじめ世界的な景気回復期待の高まりを受けて、新興国経済および企業業績も恩恵を受けるとの見方が強まっていることなどが考えられます。

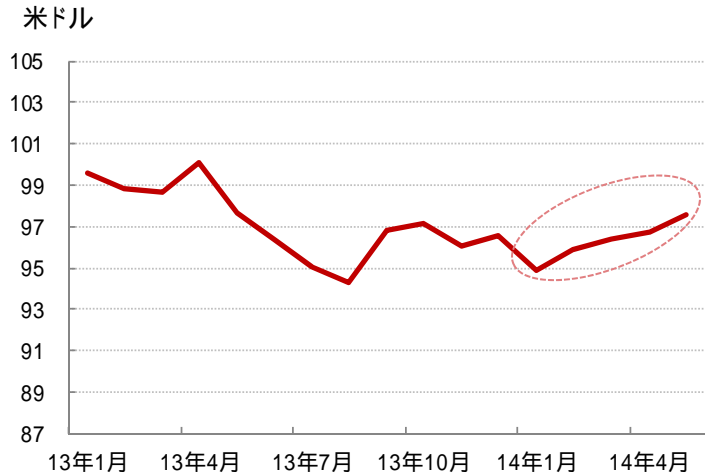
短期的には中国の景気先行きやウクライナ情勢に対する懸念などが残されており、こうした懸念が高まる局面では、新興国株式の値動きも大きくなることが予想され、注視が必要と考えます。

しかし、前述の通り、世界的な景気回復期待が高まる中で、新興国企業の利益見通しに改善傾向が見られることは、歴史的、相対的に見たバリュエーション(投資価値評価)水準の割安感とともに、新興国株式のサポート要因となると考えられます。

(将来の市場環境の変動等により、上記の内容が変更される場合があります。)

図表3:新興国企業の1年先予想1株あたり利益の推移

(月次、米ドルベース、期間:2013年1月~2014年5月注)



注:月末時点の予想値。

新興国企業:MSCI新興国株価指数構成企業

予想は全てファクトセット集計アナリスト予想平均

出所:ファクトセットのデータを使用しピクテ投信投資顧問作成

上記は当ファンドの運用実績を示すものではありません。また、データは将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。

MSCI指数は、MSCIが開発した指数です。同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCIに帰属します。またMSCIは、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

投資リスク

[基準価額の変動要因]

ファンドは、実質的に株式等に投資しますので、ファンドの基準価額は、実質的に組入れている株式の価格変動等(外国証券には為替変動リスクもあります。)により変動し、下落する場合があります。

したがって、**投資者の皆様の投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。また、投資信託は預貯金と異なります。**

株式投資リスク (価格変動リスク、 信用リスク)	ファンドは、実質的に株式に投資しますので、ファンドの基準価額は、実質的に組入れている株式の価格変動の影響を受けます。 株式の価格は、政治経済情勢、発行企業の業績・信用状況、市場の需給等を反映して変動し、短期的または長期的に大きく下落することがあります。
為替変動リスク	ファンドは、実質的に外貨建資産に投資するため、対円との為替変動リスクがあります。 円高局面は基準価額の下落要因、円安局面は基準価額の上昇要因となります。
カントリーリスク	ファンドが実質的な投資対象とする新興国は、一般に政治・経済・社会情勢の変動が先進国と比較して大きくなる場合があります。政治不安、経済不況、社会不安が証券市場や為替市場に大きな影響を与えることがあります。その結果、ファンドの基準価額が下落する場合があります。 実質的な投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化により証券市場や為替市場等に混乱が生じた場合、またはそれらの取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、運用方針に沿った運用が困難となる場合があります。この他、当該投資対象国・地域における証券市場を取り巻く制度やインフラストラクチャーに係るリスクおよび企業会計・情報開示等に係るリスク等があります。

基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

[その他の留意点]

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

ファンドの特色

<詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)でご確認ください>

主に新興国の高配当利回りの株式に投資します

特定の銘柄や国に集中せず、分散投資します

毎月決算を行い、収益分配方針に基づき分配を行います

毎月 10 日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- 収益分配金額は、基準価額の水準等を勘案して委託会社が決定します。

毎年 2 月、5 月、8 月および 11 月の決算時には、原則として決算時の基準価額が 1 万円を超えている場合は、毎月の分配金に 1 万円を超える部分の額および分配対象額の範囲内で委託会社が決定する額を付加して分配する場合があります(1 万円を超える部分の額が少額の場合には、分配金を付加しないこともあります)。

- 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

投資にあたっては、以下の投資信託証券への投資を通じて行います。

ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド-新興国ハイインカム株式ファンド(当資料において「新興国ハイインカム株式ファンド」という場合があります)

ピクテ・ショートターム・マネー・マーケット JPY(当資料において「ショートターム MMF JPY」という場合があります)

実質組入外貨建資産は、原則として為替ヘッジを行いません。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

[収益分配金に関する留意事項]

分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

投資信託で分配金が支払われるイメージ

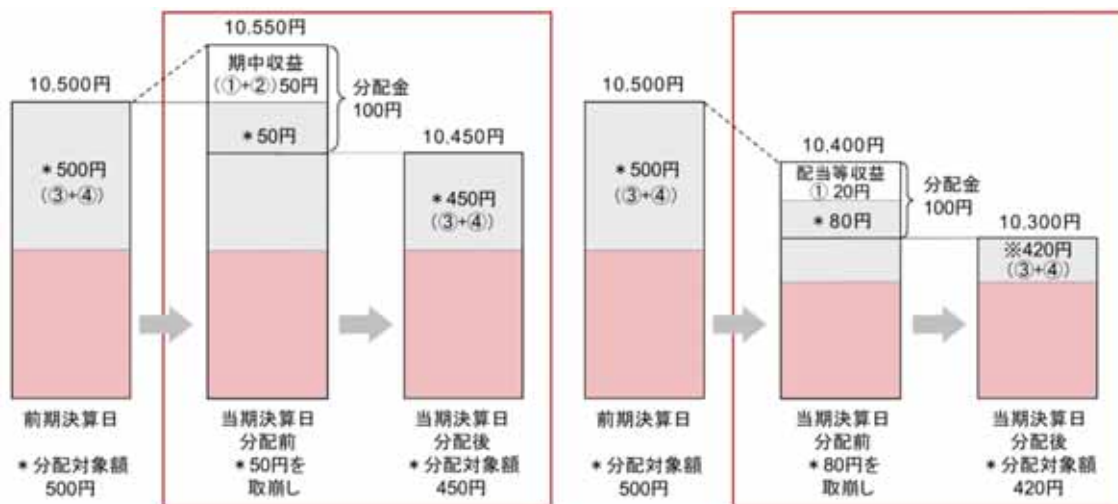


分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算日から基準価額が上昇した場合

前期決算日から基準価額が下落した場合



(注)分配対象額は、経費控除後の配当等収益および経費控除後の評価益を含む売買益ならびに分配準備積立金および収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金: 個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。
元本払戻金: 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注)普通分配金に対する課税については、「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照ください。

手続・手数料等

[お申込みメモ]

購入単位	販売会社が定める1円または1口(当初元本1口=1円)の整数倍の単位とします。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。(ファンドの基準価額は1万円当たりで表示しています。)
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額とします。
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して7営業日目からお支払いします。
購入・換金の申込不可日	ルクセンブルグの銀行またはロンドンの銀行の休業日ならびに当該休業日の2営業日前の日においては、購入・換金のお申込みはできません。
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、1日1件10億円を超える換金はできません。 また、別途、大口換金には制限を設ける場合があります。
信託期間	平成20年1月31日(当初設定日)から無期限とします。
繰上償還	受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合等には信託が終了(繰上償還)となる場合があります。
決算日	毎月10日(休業日の場合は翌営業日)とします。
収益分配	年12回の決算時に、収益分配方針に基づき分配を行います。 ファンドには収益分配金を受取る「一般コース」と収益分配金が税引後無手数料で再投資される「自動けいぞく投資コース」があります。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみのお取扱いとなる場合があります。

[ファンドの費用]

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	3.24%(税抜3.0%)の手数料率を上限として、販売会社が独自に定める率を購入申込受付日の翌営業日の基準価額に乗じて得た額とします。 (上記は1口当たりの購入時手数料です。購入時手数料の総額は、これに購入口数を乗じて得た額となります。)
信託財産留保額	換金時に換金申込受付日の翌営業日の基準価額に0.3%の率を乗じて得た額が控除されます。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	毎日、信託財産の純資産総額に年1.242%(税抜1.15%)の率を乗じて得た額とします。運用管理費用(信託報酬)は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支払うものとします。 [運用管理費用(信託報酬)の配分(税抜)]						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>委託会社</th> <th>販売会社</th> <th>受託会社</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年率0.35%</td> <td>年率0.75%</td> <td>年率0.05%</td> </tr> </tbody> </table>	委託会社	販売会社	受託会社	年率0.35%	年率0.75%	年率0.05%
委託会社	販売会社	受託会社					
年率0.35%	年率0.75%	年率0.05%					
投資対象とする	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>新興国ハイインカム株式ファンド</td> <td>純資産総額の年率0.75%</td> </tr> <tr> <td>ショートタームMMF JPY</td> <td>純資産総額の年率0.3%(上限)</td> </tr> </tbody> </table>	新興国ハイインカム株式ファンド	純資産総額の年率0.75%	ショートタームMMF JPY	純資産総額の年率0.3%(上限)		
新興国ハイインカム株式ファンド	純資産総額の年率0.75%						
ショートタームMMF JPY	純資産総額の年率0.3%(上限)						
投資信託証券	(上記の報酬率等は、今後変更となる場合があります。)						
実質的な負担	最大年率1.992%(税抜1.9%)程度 (この値はあくまでも目安であり、ファンドの実際の投資信託証券の組入状況により変動します。)						
その他の費用・手数料	毎日計上される監査費用を含む信託事務に要する諸費用(信託財産の純資産総額の年率0.054%(税抜0.05%)相当を上限とした額)ならびに組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等および外国における資産の保管等に要する費用等(これらの費用等は運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。)は、そのつど信託財産から支払われます。投資先ファンドにおいて、信託財産に課される税金、弁護士への報酬、監査費用、有価証券等の売買に係る手数料等の費用が当該投資先ファンドの信託財産から支払われます。						

当該費用の合計額については、投資者の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

[税金]

税金は表に記載の時期に適用されます。

以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税 および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して 20.315%
換金(解約)時 および償還時	所得税 および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して 20.315%


少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」をご利用の場合

NISAは、平成26年1月1日以降の非課税制度です。NISAをご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

上記は、当資料作成日現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

法人の場合は上記とは異なります。

税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

ファンドに関するお問い合わせ先	ピクテ投信投資顧問株式会社	【電話番号】 0120-56-1805 受付時間:営業日の午前9時~午後5時 【ホームページ】 http://www.pictet.co.jp 【携帯サイト(基準価額)】	
-----------------	---------------	---	---

委託会社、その他の関係法人の概要

委託会社	ピクテ投信投資顧問株式会社(ファンドの運用の指図を行う者) 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第 380 号 / 加入協会: 一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会
受託会社	三井住友信託銀行株式会社(ファンドの財産の保管および管理を行う者) <再信託受託会社: 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社>
販売会社	下記の販売会社一覧をご覧ください。(募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求受付ならびに収益分配金、償還金および一部解約代金の支払いを行う者)

販売会社一覧

投資信託説明書(交付目論見書)等のご請求・お申込先

商号等			加入協会			
			日本証券業協会	一般社団法人 日本投資 顧問業協会	一般社団法人 金融先物 取引業協会	一般社団法人 第二種金融商品 取引業協会
いちよし証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第 24 号				
岩井コスモ証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第 15 号				
宇都宮証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第 32 号				
SMBC 日興証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第 2251 号				
SMBC フレンド証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第 40 号				
岡三証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第 53 号				
極東証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第 65 号				
高木証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第 20 号				
東洋証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第 121 号				
新潟証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第 128 号				
野村證券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第 142 号				
ばんせい証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第 148 号				
百五証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第 134 号				
マネックス証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第 165 号				
みずほ証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第 94 号				
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第 2336 号				
楽天証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第 195 号				
株式会社イオン銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第 633 号				
株式会社大垣共立銀行	登録金融機関	東海財務局長(登金)第 3 号				
株式会社群馬銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第 46 号				
株式会社滋賀銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第 11 号				
株式会社四国銀行	登録金融機関	四国財務局長(登金)第 3 号				
株式会社十八銀行	登録金融機関	福岡財務支局長(登金)第 2 号				
株式会社十六銀行	登録金融機関	東海財務局長(登金)第 7 号				
ソニー銀行株式会社	登録金融機関	関東財務局長(登金)第 578 号				
株式会社第四銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第 47 号				
株式会社千葉銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第 39 号				
株式会社八十二銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第 49 号				
株式会社百十四銀行	登録金融機関	四国財務局長(登金)第 5 号				
株式会社広島銀行(インターネットバンキング専用)	登録金融機関	中国財務局長(登金)第 5 号				
株式会社北海道銀行	登録金融機関	北海道財務局長(登金)第 1 号				
株式会社北國銀行	登録金融機関	北陸財務局長(登金)第 5 号				
三井住友信託銀行株式会社	登録金融機関	関東財務局長(登金)第 649 号				
株式会社三菱東京 UFJ 銀行(インターネットバンキング専用)	登録金融機関	関東財務局長(登金)第 5 号				
株式会社みなと銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第 22 号				
株式会社山形銀行(インターネットのみ)	登録金融機関	東北財務局長(登金)第 12 号				

当資料をご利用にあたっての注意事項等

当資料はピクテ投信投資顧問株式会社が作成した販売用資料であり、金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。取得の申込みにあたっては、投資信託説明書(交付目論見書)等をお渡しますので必ず内容をご確認の上、ご自身でご判断ください。投資信託は、値動きのある有価証券等(外貨建資産に投資する場合は、為替変動リスクもあります)に投資いたしますので、基準価額は変動します。したがって、投資者の皆さまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。運用による損益は、すべて投資者の皆さまに帰属します。当資料に記載された過去の実績は、将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。当資料は信頼できると考えられる情報に基づき作成されていますが、その正確性、完全性、使用目的への適合性を保証するものではありません。当資料中に示された情報等は、作成日現在のものであり、事前の連絡なしに変更されることがあります。投資信託は預金等ではなく元本および利回りの保証はありません。投資信託は、預金や保険契約と異なり、預金保険機構・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。登録金融機関でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。当資料に掲載されているいかなる情報も、法務、会計、税務、経営、投資その他に係る助言を構成するものではありません。